

第161回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成24年3月29日(木) 午後1時30分～2時10分
場 所	群馬県庁7階審議会室

第161回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成24年3月29日(木) 午後1時30分～午後2時10分
- 2 場 所 群馬県庁(7階) 審議会室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、木村 榮、日垣由美、森田哲夫
下保 修(代理 松山隆雄)、宮坂 亘(代理 對馬静雄)、
宮前鍬十郎、星名建市、小川 晶、吉田達哉
- 4 欠席委員 小山 洋、織田沢俊幸、笹川博義
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 荒巻課長 高坂次長 今井次長
建築住宅課 石山次長
- 6 議案
第1号議案 前橋都市計画土地区画整理事業(新前橋駅前)の変更について
第2号議案 渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第161回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

ただ今から、第161回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私、都市計画課長の荒巻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず、委員の皆様のお出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございます。まだ吉田委員が到着されていませんが、現在11名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。それでは、開会にあたりまして、丸山会長から、ご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、第161回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、年度末のお忙しいところ、委員の皆様方にはお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議案は、お手元にお配りしてある次第のとおり、審議案件2件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名いたしますので、ご了承をお願いします。今回は原田委員さんと日垣委員さんをお願いいたします。

3 議事

(議長)

これより議事に入ります。なお、本日の議案は、いずれも単独上程といたします。

議案の説明は幹事からいたしますが、議案によっては関係者の方に補助説明をお願いする場合がございますので、ご了承をお願いします。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについて、ご検討をお願いします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、本審議会の議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にすることで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それではご異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。

ここで事務局から、本日の傍聴者について、ご報告願います。

(事務局)

一般の傍聴者が1名、報道関係者が1名でございます。

(議長)

それでは、事務局は、傍聴者を入場させてください。

(傍聴者入場)

(議長)

傍聴の皆様には、傍聴要領を遵守してください。これに反する行為をした買荷には場合には、退場していただくことがありますのでご注意ください。

報道関係の方で、写真撮影が必要であれば、ただ今から写真撮影を許可いたします。

(写真撮影)

第1号議案 前橋都市計画土地地区画整理事業（新前橋駅前）の変更について

(議長)

それでは、ただ今から、議案の審議を行います。最初に第1号議案前橋都市計画土地地区画整理事業（新前橋駅前）の変更についてを上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

都市計画課次長の高坂でございます。よろしく申し上げます。

それでは、第1号議案前橋都市計画土地地区画整理事業（新前橋駅前）の変更について説明いたします。お手元の議案書1ページをご覧ください。

本議題は、都市計画法第12条に規定する市街地開発事業の中の土地地区画整理事業を変更するもので、基盤整備の現況を考慮し、施行区域を適正に見直すものです。

お手元の添付図面の図-1又はスクリーンをご覧ください。

総括図として、今回変更する新前橋駅前土地地区画整理事業の位置を示しております。土地地区画整理事業の施行区域は、前橋市の西部に位置する新前橋駅前から利根川の東側にかけて位置している区域で、昭和33年3月18日に約117.6ヘクタールが都市計画決定されております。

赤線が、今回変更する新前橋駅前土地地区画整理事業の施行区域を示しております。

変更理由といたしましては、議案書2ページの理由にも記述しておりますが、土地地区画整理事業の未施行となっている一部区域が、土地地区画整理事業施行済区域と同等の基盤整

備が概ね整った区域となっていることから、施行区域から除外しようとするものです。

今回、この都市計画変更案が、前橋市から県あて申し出されたことにより変更を行うものです。

スクリーンをご覧ください。現在の新前橋駅前土地区画整理事業の進捗状況を表しています。グレーで塗られている部分、新前橋駅前地区と下石倉地区については、昭和41年度に事業が始まり、既に整備が完了している施行済地区です。そして、平成18年度には網掛けの部分、新前橋駅前第二地区について事業着手し、こちらは現在も施行中となっております。この通りが南部大橋通りとなっております。新前橋駅前から川曲線にかけて現在、工事を行っております。

残りのこの赤枠で囲まれた区域につきましては、昭和33年に都市計画決定して以来、長期にわたり未着手の状態が続いていることとなります。このため、事業化の時期が不透明なまま、都市計画法による建築制限がかけられている等の課題がある訳ですが、課題解消のため、前橋市では、この未着手区域について、施行区域の見直しに向けた検証に取り組んできました。今回の変更は、その検証結果に基づき、変更しようとするものですが、検証は、群馬県が作成した「市街地整備方針ガイドライン」に基づき、実施してきたところでございます。このガイドラインの概要について、説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。このガイドライン作成の背景として、今回の新前橋駅前土地区画整理事業のように、都市計画が決定されてから10年以上の長期にわたり未着手となっている、長期未着手事業の存在があります。この長期未着手の施行区域では、当初の都市計画決定時とは異なる社会情勢や地域状況になっていることもあり、このまま土地区画整理事業による一体的な基盤整備が本当に求められているのか、施行区域の見直しを必要はないのか、ということを検証するものです。

具体的な見直し方法としては、道路の整備率や幅員構成、上下水道などのライフライン、消防活動困難区域の有無などについて、現況調査を行った結果、それらの基盤整備が概ね達成されていると判断される場合には、施行区域から除外することができる、としています。一方で、基盤整備が不足していると判断される場合には、土地区画整理事業などの整備を行うものとしております。

新前橋駅前土地区画整理事業の赤枠で囲まれている未着手区域について、ガイドラインにより検証した結果、この緑色で塗られている区域については、基盤整備が概ね達成している区域と判断され、また地元地権者に対し、施行区域から除外することについての個別説明を行ったところ、了承が得られましたので、施行区域から除外する手続に入ったものです。

また、水色で表示している都市計画公園が決定されていますので、前橋市決定の案件となりますが、併せて廃止することになりますので、参考に位置を表示してございます。

スクリーンの写真の方は、今回施行区域から除外するエリアの状況でございます。主に業務系の事務所としての土地利用が多くなっております。地区の整備状況は写真のとおりです。

お手元の添付図面の図-2をご覧ください。これが今回の区域の計画図でございます。変更前を黄色と赤で囲まれた区域、変更後を赤だけで囲まれた区域で示しております。

図-3またはスクリーンをご覧ください。第1号議案については、去る平成23年9月

16日から9月30日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成23年11月18日から12月2日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いします。

(議長)

本案にかかるご意見、ご質問等をお願いいたします。

(原田委員)

概ね基盤施設が整備された区域については、区域から除外するというのですが、先程、公園を廃止するというお話がありましたね。これは審議決定に係る部分かもしれませんが、この地域に公園は必要ないということではないのでしょうか。代替えの公園が整備される予定はあるのでしょうか。

(事務局)

都市計画課の木村と申します。用途については、工業地域となっております。西側には芦田公園がすぐ近くにありますが、また、新前橋駅前地区でも公園がいくつか整備されておりますので、健全な市街地形成上支障ないと考えております。

(原田委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。それと「12」と書いてある通りは前橋高崎線ですか。

(事務局)

はい、前橋高崎線です。

(原田委員)

この地区内はもう完成しているのでしょうか。

(事務局)

はい、この区域については、計画どおりです。

(原田委員)

この線路と12号で囲まれた地域は、今、更地になっていますよね。

(事務局)

はい。

(原田委員)

開発計画か何かあるのでしょうか。参考のために。

(事務局)

開発計画があって、進んでいると聞いております。

(前橋市)

前橋市都市計画課長の山賀といいます。東芝さんの跡地につきましては、民間で売買が成立しておりまして、商業施設が計画されているということで、具体的な計画の相談が今、あります。

(議長)

他にはいかがでしょう。

(森田委員)

今のと関連すると思いますが、確か市街地整備方針ガイドラインは、最近の社会情勢に合わせて、あまり無理なところについては整備を見送ったり、必要性のないところは除外することになっているはずなんです。今回あえて除外しなくても、このまま含めて、それから、県道の部分は整備済みになっているところは、まだ、概成ですよ。そういうことも含めて、あと商業施設が来るということであれば、車が集中するということもありますので、計画的に区画整理をしていくべきという考え方が十分成り立つと思いますけれど、あえて商業施設が計画されているというタイミングで、除外する時期的な意図はあるのでしょうか。

(前橋市)

たまたま東芝用地の売買も出てきましたけれども、ガイドラインの説明が県の方からありましたけれども、平成18年度に出てきております。前橋市ではガイドラインが出来てから全国的にもこういう例はあまりないということで、国交省とかなり調整をしてきた段階で、前橋市では、現在土地区画整理事業施行区域に決定されたまま、事業未着手となっている区域が200ヘクタール以上とありますけれども、そうした中で、まず初めての除外という例であります。

たまたま、見直しの時期と商業施設の計画が、重なっただけであって、前橋市としては、18年、19年ぐらいから調整をして来た段階ですので、ご理解いただきたいと思います。

(事務局)

あわせて、県道についてですけれども、管理者は群馬県でございます。区画整理で新たに広げたり、補償物件がございましたら、前橋市と協力しながら整備を進めていくところでございます。必要であれば、管理者として責任を持って進めていきたいと思っております。

(森田委員)

たまたまというのであれば、今回見直すのが先だったということですが、今度は状況が変わって商業施設が来るということであれば、それなりの計画的な道路や街づくりが必要だと思います。それについては具体的にどのように対応されて行くのかと知りたいと思います。

(前橋市)

今回の新たな計画につきましては、市の方で開発計画が具体的にになった段階で、調整したいと思います。また、県の管轄になるかと思いますが、大店立地法の関係につきましては、交通処理とか環境負荷、それらについては、県の商政関係で調整されると判断しています。

(森田委員)

それは、大店立地絡みと補償絡みで大規模開発関連地区のマニュアルにありますのでそれで十分に検討していただけるということで、よろしいでしょうか。

(前橋市)

はい。

(議長)

他にはいかがでしょう。

それでは他にないようであります。採決をとることにします。本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

異議もないようですので、原案のとおり決定いたします。

第2号議案 渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

続いて、第2号議案渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

建築住宅課次長の石山と申します。

それでは、第2号議案渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてをご説明させていただきます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制

限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画、支障がないと認めて許可した場合に限り建築できることになっています。本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁である群馬県が本審議会に付議し、ご審議いただくものです。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。こちらは付議書の写しです。

続きまして、4ページが施設の概要です。

【名称】 渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設

【用途地域】 指定のない区域

【申請者住所氏名】 館林市美園町25番地29号

吾妻木質燃料株式会社

代表取締役 黒田 栄作

【所在地】 渋川市祖母島字休場(やすみば)2044番1他

【敷地面積】 6,026.96 平米

【主な施設】 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設

【処理能力】 木くずの破砕 346.4 トン/日

破砕施設の面積 1,200.00 平米

事務所の面積 56.70 平米

延べ面積の合計 1,256.70 平米

となっています。

本施設は、主に造園業から排出される伐根、剪定枝類等の一般廃棄物や、建設工事現場、家屋解体現場から排出される建築廃材である産業廃棄物の木くずを破砕処理し、近隣に位置する吾妻木質バイオマス発電所への発電燃料として再利用することで、循環型社会に寄与するものです。

今回の申請は、許可対象の品目である「木くず」の一日あたりの破砕処理能力が、「5トンを超える産業廃棄物処理施設」であり、建築基準法第51条の「その他政令で定める処理施設」に該当することから、同法第51条ただし書の許可の手続を行おうとするものです。

次に、添付図面をご説明させていただきます。スクリーン又は図-4をご覧ください。申請地の位置を示しています。申請地は、渋川都市計画区域内にあり、渋川駅からは、北西へ約9キロ離れた、JR吾妻線祖母島駅から1キロ程度の東吾妻町との境界付近に位置しています。水色の着色については、先程ご説明させていただいた吾妻木質バイオマス発電所です。原材料木くずの主な搬入ルートですが、主要地方道渋川東吾妻線から市道1-7647号線を利用して行う計画です。

また、破砕処理後の製品の搬出ルートについては、同市道から同渋川東吾妻線を通り、吾妻木質バイオマス発電所へ運ばれます。

次に、車両計画ですが、10トン車にて、1日当たり搬入10台、搬出10台の計20台程度を予定しております。

また、500メートル範囲内に公共施設はありませんが、搬出入時間については、9時から17時の間とし、周辺住民の方へ配慮した計画となっています。

スクリーン又は図-5をご覧ください。赤色で示したものが、今回の申請地です。計画敷地は、前面道路以外の周囲を「山林」で囲まれた、緩やかな斜面に位置しており、敷地の一部について、切土による造成を行い、処理施設を建築する計画です。黄色で示した最も近い住宅は、東吾妻町の住所となりますが、沼尾川を挟んで約500メートルに位置しています。こちらの住宅については、発電所の建設時においても、ご理解をいただき、現在も発電所の方が始まってからも特に苦情等は聞いていない状況にあります。

続きまして、スクリーン又は図-6をご覧ください。こちらは、敷地の状況を示したものです。赤色は隣地との境界線を示しています。緑色の部分は舗装された市道であり、「▲」の部分から敷地への出入りを行います。黄色の申請建築物①は処理施設、申請建築物②は事務所を示します。

また、降雨時等への対策としては、法面保護の植生マットや、造成した敷地の外周へ側溝を設置する計画です。

続いて、スクリーン又は図-7をご覧ください。こちらは工場内における木くずの搬入から、リサイクル製品の木質チップとして搬出されるまでの動線を示したものです。赤色の破線が搬入・受け入れした処理前の動線を示し、緑色の実線は破砕機による処理後の木質チップの動線を示しています。

また、水色の実線は木質チップの製造時に発生する粉末のダストと呼ばれるものの流れを示しますが、農業関係者及び畜産関係者への堆肥としてリサイクルされます。いずれも④の場所にて、一定量になるまで保管された後、搬出されます。

続いて、図-8をご覧ください。こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手順の概要です。

1については、廃掃法に基づく事前協議の流れを示しています。昨年12月13日付けで事前協議が終了しています。

2については、同じく廃掃法に基づく設置許可の流れを示しています。本年1月20日付けで設置許可を申請し、現在、県の廃棄物・リサイクル課にて審査中です。

3については、当審査会の流れを示しています。

4については、建築基準法の関係規定の概要です。

5以降については、当審査会の議を経た後の、建築確認申請を始めとする「施設の運営開始」までの流れを示しています。

お手持ちの資料についての説明は以上でございますが、引き続きスクリーンをご覧ください。こちらが、木くずの処理状況の工程図です。解体現場等から出てきた材料となる廃木材や木製のトレイといった使わなくなったもの、造園で伐採した木の根や枝落ちしたものとかを受け入れて、この施設の中で破砕処理をして、木質製品のチップとして、近くのバイオマス発電所に搬出するルートになります。

続いて、こちらが処理前の材木のイメージになりまして、破砕後の木質のチップがおおよそ4センチから5センチ程度の大きさになります。

続いて、こちらが産業廃棄物の処理施設の立面図になりまして、最高の高さは13メートル程度の建物になります。

続いて、こちらが事務所等になりまして、最高の高さが4メートルで計画されています。スクリーンによるご説明は以上となります。

本件に関しては、廃掃法に基づく廃棄物処理施設の設置許可申請に伴い、騒音、振動、粉塵、臭気、水質に対する生活環境影響調査を行っています。その報告書の中で、いずれの項目についても、規制値以内又は問題が無いと評価されています。

また、当該関係市長である渋川市長からも「都市計画上支障がない」旨の意見をいただいています。

以上のことを踏まえ、本計画による処理施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、「その敷地位置が都市計画上支障ないもの」と考えられるため、本審議会に付議させていただきました。

以上で、「第2号議案」の説明を終わらせていただきます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、本案にかかるご意見、ご質問等をお願いいたします。

(森田委員)

運搬車両が1日あたり10台から20台ということで交通量的には問題ないと思いますが、この辺りはカーブと勾配のあるところで、見通しが良くないので、安全に配慮していただきたいと思います。

(事務局)

委員おっしゃるとおり、上りやカーブがありますので、ご指摘のとおり10トン車が上がって来るには注意を要すると思います。こうした意見があったことは申し伝えたいと思います。

(森田委員)

そこの県道は直したばかりだったと思いますが、できる限り安全に配慮していただきたいと思います。

(事務局)

はい、承知しました。

(吉田委員)

1件教えてください。ここに議案として提出されるということは、産業廃棄物処理施設としての事前協議が全て整ったものが提出されていると思いますが、この事前協議の中で、公示・従覧、説明会の実施、意見書の提出や、先程の説明の中では、市長からの意見を伺っているということですが、この手続の省略とはどういうことなのか、参考に教えていただきたい。

(事務局)

廃棄物・リサイクル課の安村と申します。事前協議規定の省略の関係ですが、この施設が建屋内で操業するなど周囲への影響の程度が低く、循環型社会の構築に有効性が高い施設と認められた場合に事前協議規定をすべて行うことなく、一部省略する形をとっています。一部省略の中に、今のような話の省略する経過があります。

(議長)

よろしいでしょうか。他にご意見ないようですので、採決をいたします。本案について、都市計画上支障なしとすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

異議もないものと認めまして、そのように決定いたします。

(議長)

以上で、本日の審議の議案は終了いたしました。傍聴人、報道関係者におかれましては、静粛な傍聴にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴者・報道関係者の退場)

(議長)

それでは、最後に4その他の事項でございます。事務局から何かありますか。

(事務局)

次回、第162回審議会の開催であります。通例によりますと5月定例県議会後ということで開催しております。具体的には県議会の日程が決まりましたら、会長にご相談して期日を決定させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

そういうことでよろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、そのように取り計らせてさせていただきます。

他になれば、本日の議事を終了させていただきます。委員の皆様には熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

(閉会：14：10)

(議事録署名人)
